

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
10月19日
(金曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
家畜伝染病の発生の届出(畜産振興課)	三
保安林予定森林(岩国市)(森林整備課)	三
指定施業要件の変更予定保安林(二件)(森林整備課)	三
公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課)	四
道路の位置の指定(建築指導課)	五
公告	五
平成十九年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)	五
国土調査の成果の認証(地域政策課)	六
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(三件)(県民生活課)	六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	七
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)	八
肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)	九
県営松小野北部地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	九
県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	九
県営波野川西部地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	九
契約の締結(都市計画課)	〇
一般競争入札の実施(物品管理課)	〇
契約の締結(二件)(物品管理課)	一

山口県告示第五百十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十月十九日から同年十一月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び平生町役場において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 三新化学工業株式会社
住 所 柳井市柳井一五〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 三新化学工業株式会社平生工場
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五三一番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (m ³ /日)	工事着手 予 定 日	工事完成 予 定 日	使用開始 予 定 日	使用時間 間隔
三五一口 (二基)	二五	平成一九、 一、二、四	平成二〇、 二、一、五	平成二〇、 二、一、六	連 続 二 四時間 変動なし

備考 「三五一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十五号の有機ゴミ薬品製造業の用に供する分離施設をいう。

No. 1	排水口	七	八	一八〇	一三六	二七	三六	検出せず	五〇	一〇〇	二	四	二、〇一〇	一、三三〇
-------	-----	---	---	-----	-----	----	----	------	----	-----	---	---	-------	-------

山口県告示第五百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

病名	種類	患者又は疑似患者の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨ―ネ病	牛（ホルスタイン）	患畜	一	萩市大字山田三二〇〇の一	平成一九、一〇、九

山口県告示第五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所
岩国市美川町南桑字足谷三七〇二、三七〇三、四七〇〇、四七〇一、四七〇六、四七〇八、四七一五、字岡三八七六、三八七七、三八七九、三八八〇の一、三八八〇の二、三八八一の一、三八八一の二、三八八四から三八八六まで、四六九九の一、字下も谷四六九七
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市美川町南桑字岡四六九九の一（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

山口県告示第五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（平成十三年農林水産省告示第千六百三十一号）及び保安林の指定をする件（平成十四年農林水産省告示第七百四十七号）に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口市経済部林業振興課及び岩国市農林経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する

予定である旨の通知があった。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成十三年農林水産省告示第百八十六号)及び保安林の指定をする件(平成十三年農林水産省告示第千三百四十四号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口県経済部林業振興課及び岩国市農林経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の申請があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成十九年十月十九日から同年十一月八日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び周防大島町役場において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字東三浦字若宮一九七の三地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から16の地点までを順次結んだ線及び1の地点と16の地点を結ぶ平成十九年春分の満潮位(D. L. +三・二二メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 大島郡周防大島町大字東三浦字猿畑の東三浦四等三角点(北緯三三度五七分〇八・七五三秒東経一一二度一三分〇三・四四三秒)(以下「基準

点」という。)から二八五度二六分二四秒五二四・三五メートルの地点

2の地点 1の地点から二八二度四〇分〇四秒四四・七〇メートルの地点

3の地点 2の地点から二二四度四〇分〇四秒一二・二五メートルの地点

4の地点 3の地点から一〇二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二二四度四〇分〇四秒九・九〇メートルの地点

6の地点 5の地点から二八二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二二四度四〇分〇四秒六・六〇メートルの地点

8の地点 7の地点から一〇二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

9の地点 8の地点から二二四度四〇分〇四秒九・九〇メートルの地点

10の地点 9の地点から二八二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

11の地点 10の地点から二二四度四〇分〇四秒六・六〇メートルの地点

12の地点 11の地点から一〇二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

13の地点 12の地点から二二四度四〇分〇四秒九・九〇メートルの地点

14の地点 13の地点から二八二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

15の地点 14の地点から二二四度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

16の地点 15の地点から一〇二度四〇分〇四秒三九・六三メートルの地点

(三) 面積

三、〇六九・八八平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字東三浦字若宮一九七の三及び二〇一の五並びに同字二〇一の五に沿接する道路地内並びに同字一九七の三から同大字字岩礪二一〇の二に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑨の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から二八一度五六分二四秒五二三・六五メートルの地点

②の地点 ①の地点から二七一度二九分〇〇秒三〇・三三メートルの地点

③の地点 ②の地点から二三八度〇六分〇七秒一六・八八メートルの地点

④の地点 ③の地点から二八二度四〇分〇四秒一七・四〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二六度四〇分〇四秒一七三・四五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一〇二度四〇分〇四秒一六・一八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一九六度一〇分二九秒四八・二〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一八〇度二六分五九秒四七・一五メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二〇四度四六分〇七秒二五・三六メートルの地点
 (二) 面積 二二、七六五・九三平方メートル

三 埋立地の用途
 漁港施設用地

四 出願人 大島郡周防大島町大字小松二二六番地の二
 周防大島町
 周防大島町長 中本 富夫
 五 出願の年月日 平成十九年九月十四日

山口県告示第五百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
 その関係図面は、宇部土木建築事務所に備付けて縦覧に供する。
 平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	道路の敷地となる土地の面積(平方メートル)
山陽小野田市大字山川字吉丁田二〇四の六、二〇四の八及び二〇四の九	四・三～四・五	五一・七	二四〇・五四



(五〇九)平成十九年度山口県補正予算の要領の公表
 平成十九年九月山口県議会定例会で議決された平成十九年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

平成十九年度山口県一般会計補正予算(第2号)

平成十九年度山口県一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,111,559千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ721,940,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
7分担金及び負担金		64,400	6,552,200	6,616,600
9国庫支出金	2負担金	64,400	6,103,887	6,168,287
		574,222	94,632,229	95,206,451
	2国庫補助金	574,222	61,474,872	62,049,094
13繰越金		117,278	0	117,278
	1繰越金	117,278	0	117,278
14諸収入		2,659	83,705,466	83,708,125
	2受託事業収入	2,659	2,182,296	2,184,955
15県債		353,000	83,146,800	83,499,800
	1県債	353,000	83,146,800	83,499,800
歳入	合計	1,111,559	720,828,566	721,940,125
歳出				
款	項	補正額	補正前の額	計
2総務費	6防災費	2,500	38,606,331	38,608,831
		2,500	3,616,953	3,619,453
6農林水産業費		122,859	53,312,871	53,435,730

1 農業費	44,151	12,443,687	12,487,838
4 林業費	70,621	10,752,810	10,823,431
5 水産業費	8,087	9,941,766	9,949,853
8 土木費	968,000	115,255,940	116,223,940
10 教育費	968,000	12,140,675	13,108,675
7 特別支援学校費	18,200	149,846,245	149,864,445
合計	18,200	11,318,374	11,336,574
歳出合計	1,111,559	720,828,566	721,940,125

第2表 債務負担行為補正追加

事項	項目	期間	限度額	利率	償還の方法
1	緊急地方道路整備事業を一括契約すること。 (宇部湾岸線(厚南高架)橋上部工第14工区)	平成19年度から平成20年度まで	420,000千円	8.0%	元利均等返済 は元金均等返済 30年以内

第3表 地方債補正変更 (単位 千円)

起債の目的	前		後	
	限度額	利率	限度額	利率
都市計画街路整備事業 緊急地方道路整備事業 (街路)	341,000 2,118,000	8.0% 8.2%	597,000 2,215,000	8.0% 8.2%

計	2,459,000	2,812,000
---	-----------	-----------

(五二〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
萩市	平成十七年六月二十四日から平成十九年三月二十六日まで	萩市地籍簿	三見及び大字樺東の各一部
阿東町	平成十七年四月二十六日から平成十九年一月二十四日まで	阿東町地籍簿	大学生雲中の一部

二 認証年月日

平成十九年十月十九日

(五二一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

回項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年十一月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日
平成十九年九月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 ゆたか園
代 表 者 の 氏 名 川谷 孝夫
主たる事務所の所在地 下松市生野屋南一丁目一番一号

三 定款に記載された目的
障害者に対して自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な障害福祉サービスに関する事業を行うことにより、障害者福祉の増進に寄与すること。

(五一二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年十一月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。
平成十九年十月十九日
山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
平成十九年九月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 山口・教育技術研究会
代 表 者 の 氏 名 河田 孝文
主たる事務所の所在地 下関市清未鞍馬一丁目六番三〇号

三 定款に記載された目的
子どもにとって教育を受ける価値のある教師になりたいという目標を持つ人々に対して教育に必要な技術を向上させるための研修会等を開催する事業及びそれに付随する事業を行うことにより、世界に発信することができる日本の教育文化の創造に寄与すること。

(五一三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年十一月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。
平成十九年十月十九日
山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
平成十九年九月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 つばき園
代 表 者 の 氏 名 大嶋 宏史
主たる事務所の所在地 萩市大字江向四番地の一

三 定款に記載された目的
障害者等に対して雇用及び就労の支援に関する事業を行うことにより、これらの者の日常生活における自立及び社会参加の促進を図り、もって地域福祉の向上に寄与すること。

(五一四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年十月十九日から平成二十年二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成十九年十月十九日
山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 シュープラザ下松店・ウォンツ下松桜町店
所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 舟橋 政男
 株式会社ハーティウオン 広島市中区八丁堀一番八号 福岡 慎二
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
	(仮称) シュープラザ・ウオ ンツ下松桜町店	シュープラザ下松店・ウオ ンツ下松桜町店	

四 届出年月日
 平成十九年十月九日
 変更年月日
 平成十九年九月二十七日

(五一五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月八日山口県公告(二八八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月十九日から同年十一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク恩田店

所在地 宇部市草江一丁目一番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク西宇部店

所在地 宇部市大字際波一六〇二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五一六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月八日山口県公告(二八九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月十九日から同年十一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五一七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月八日山口県公告(二九〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月十九日から同年十一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五一八) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者
山口県生 第五二四号	平成一九、一〇、九	副産石灰肥料	くみあい粒状ミネラルG	アルカリ分 四〇・〇〇 溶解性苦土 二・〇〇	公正規格のとおり	氏名 住所 又は名称 所
						アサヒミネラル工業株式会社 広島県呉市昭和町一 番一号

(五一九) 県営小野北部地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営小野北部地区経営体育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営小野北部地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十月二十二日から同年十一月十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五二〇) 県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十月二十二日から同年十一月十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五二一) 県営波野川西地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営波野川西地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営波野川西地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十月二十二日から同年十一月十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五二二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部都市計画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線栄川大橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第二工区)
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十九年八月十三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線栄川大橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第二工区) 東京鐵骨橋梁・宇部興産機械・宇部工業特定建設工事共同企業体 広島市中区鉄砲町五番七号
- 六 落札金額
二十九億六千百万円
- 七 入札公告日
平成十九年三月三十日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
購入等
 - (三) 落札方式
最低価格

(五二三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品の購入
- (一) 物品の名称及び数量
小中学校事務ネットワークシステム用端末機器 一式
- (二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成二十年一月二十三日
- (四) 納入場所
山口県教育庁義務教育課ほか四百五十八箇所
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付

五 山口県会計管理局物品管理課において交付する。
入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成十九年十一月二十九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年十一月三十日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課第二入札室

(二) 日時

平成十九年十一月三十日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of Personal computers for the office network system for elementary and junior high schools

(3) Delivery period: January 23, 2008

(4) Delivery place: Compulsory Education Division, Yamaguchi Prefectural Board of Education and 458 other places

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., November 29, 2007
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., November 30, 2007)

(五二四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十九年八月十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号

六 落札金額

二億三千六百二十二万四千円

七 入札公告日

平成十九年六月二十九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(五二五) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十九年十月十九日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬 六十二万錠

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年八月二十日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号

六 契約金額

一億四千六百四十七万五千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者 山口県知事 二井 関成

平成十九年十月十九日印刷

平成十九年十月十九日発行

発行所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)